

なぜ証拠を隠すのか

現在進行形の死刑冤罪（えんざい）

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

テレビ・ドラマの「刑事もの」では捜査官が容疑者を尾行したりゴミ箱を漁ったりする姿が描かれます。同じこと一般の人がをやったら、たちまちストーカー扱いされるでしょう。

☆☆☆

捜査にあたる警察・検察の権限は絶大なものです。

指紋を採取し、防犯カメラの映像や金融機関の出入金の記録をチェックし、家宅搜索し、パソコンも押収し、身柄を拘束して「自白」するまで帰さない……

そうして得た膨大な情報の中から「犯人」と睨んだ人物を有罪にするための「証拠」を選んで裁判に出すのですから、それだけを見れば、誰もが有罪の心証を抱くのは当然です。

刑事裁判では「疑わしきは被告人の利益に」されるはずでした。しかし、実際には「疑わしいから犯人だ」と言わんばかりの報道や裁判がまかりとおっています。

☆☆☆

警察・検察の収集した証拠の中には、見方を変えれば、被告人の無実・無罪を示すものがあるかもしれません。

本年10月4日、「名張毒ぶどう酒事件」で無実を訴え続けてきた奥西勝（おくにしまさる）さんが八王子医療刑務所で亡くなりました。

その再審請求でも、全ての証拠の開示が強く求められてきましたが検察は応じません。捜査機関が隠し持つ証拠は、奥西さんの無実ばかりか、捜査機関の犯してきた過ちをあばいてしまうからでしょうか

☆☆☆

袴田事件でも、静岡地裁で再審開始決定が出され、袴田巖（はかまだいわお）さんは釈放されたとはいえ、検察の抵抗により再審はまだ開始されてもいません。

「名張毒ぶどう酒事件」も、袴田事件も1960年代の事件です。当時の捜査や鑑定のあり方も今から見ればずいぶん誤りがあったことは否めないでしょう。その再審が認められていないのは、日本の「冤罪事件」が現在進行形で続いていることに他なりません。